

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

指定管理者制度の意義を踏まえ、地域包括ケアシステムや区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の推進、高齢者、子ども・子育て、障害者支援等の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組について具体的に記載してください。

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を迎える今期の指定管理者である地域ケアプラザは、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防、生活支援、医療・介護、認知症、権利擁護等の取り組みについて、まさに中核的な役割を担っていると思います。主に高齢者が対象となっている取り組みですが、地域では様々な世代の住民がつながりをもって生活しており、大人、子ども・子育て世代、障害者等の全ての世代と分野が連携していくことが重要だと考えます。

地域ケアプラザは誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して区役所・区社会福祉協議会・各連合町内会と連携して全ての世代を対象とした区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）を策定・推進してきており、その中で築いてきた地域との信頼関係や地域福祉保健活動等を活かしながら、さらに地域活動が活性化し充実していくよう、連絡・調整役として様々な働きかけ・支援を行っていきます。

また、地区別地域福祉保健計画においては、地域性を踏まえて、その地域力を十分に発揮していただけるよう、地域に寄り添った支援に努めていきます。

地域ケアプラザの事業においては、区政運営方針や区の事業を踏まえ、地域の特性に即した事業を連携しながら展開します。福祉保健活動の拠点であるケアプラザとして、高齢者・子ども・障害者支援等切れ目のない事業を検討し実施します。地域の高齢化が進むことにより顕著となってきた8050問題など複合的な事例の発見は、地域ケアプラザの役割として大きいと考えます。

開所10年を過ぎ、新型コロナウイルス感染というこれまでにない経験の中、コロナ禍でもできることを地域の方々と検討・協働して、自然豊かな名瀬町の地域性を活かし公園を拠点とした「ラジオ体操の会」の開催や「名瀬お散歩MAP」作成、やさしい栽培収穫ボランティア「ほうれんそう」の立ち上げ、子ども食堂の開催に向けてフードパントリーの開催、小学校と地域のまち磨きイベント（ごみ拾い）開催等新しい事業に取り組みました。また、コロナ禍の中「地域を元気に！」を合言葉に、医療機関や障害者施設も含めた地域の事業所が中心となって結成した「ファイブ567レンジャーズ」の活動が地域で展開できるよう連携支援も行ってきました。

これからも、名瀬町の方々が本当に必要だと思っていることに耳を傾け、声を拾い、その実現に向けて信頼して相談していただけるケアプラザとなれるよう、町内会、老人会、民生委員、子ども会、医療機関の連絡会等、地域団体の集まり等にも積極的に出向き、地域の方々誰もが安心して過ごしていけるよう事業を展開していきます。そのために、職員各自の自己研鑽に加え、専門職としてのレベルアップに努め、地域ケアプラザ内での連携強化にも取り組んでいきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題を把握する方法、地域ケアプラザとして把握した地域の魅力と課題を基にどのような地域を目指すかの将来像（以下、「目指すべき地域像」という。）及びその実現に向けた方策や取組、また、そのための関係団体等の連携方法について具体的に記載してください。

名瀬町は名瀬川や豊かな緑など自然に恵まれた地域で、連合町内会を中心に長年活発な地域活動や福祉活動を行ってきた地域です。市営住宅や集合住宅もあり、世代を超えて長く住んでいる方、新しく転入してきた方等が混在しています。高齢化率 28.65%と戸塚区全体の 25.5%を上回る高齢化の進行により、ボランティアも高齢化が進み、地域活動の存続に向けて新たな担い手づくりが課題となっています。

すでに地区別地域福祉保健計画（ハートプラン）が地域の活動に根付き始めており、連合町内会や民生委員、子ども会や小学校・中学校等の関係団体等のメンバーで構成するハートプラン推進委員会において地域の魅力と課題を把握しています。引き続き、ハートプランで掲げられている「安心・安全、福祉のまち♥名瀬」をスローガンに、新たなボランティア、担い手づくり、水と緑の資源を活かした地域づくり、地域交流・多世代交流ができる場づくりを目指していきます。

ボランティアグループの継続支援を行い、同時に新しいボランティアの発掘・育成についても、名瀬町の自然と風土を活かした講座やイベント等の開催などを展開しながら進めていきます。

男性の地域デビュー、特に定年退職した 65 歳から 75 歳までのシニア世代が新しい地域づくりのステージに立ち、これまでの経験や知識を活かしながら地域貢献できるような事業や講座を工夫し地域を活性化していきます。

地域ケアプラザは地域に積極的に足を運び、地域の声を丁寧に拾い、事業所内において地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業所、通所介護事業所が連携して情報共有し、連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員などと協働し、多様な主体と連携して課題解決の取り組みを支援していきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

名瀬町には、高齢者施設、介護保険事業所、障害者施設や幼稚園・保育園・小中学校、医療機関、民間事業所・企業等があり、地域活動に協力的です。

地域の多様な主体がそれぞれの得意分野や強みを活かしながら役割を果たし、だれもが安心して心豊かに暮らすことのできるよう、名瀬地区ハートプラン推進委員会等において地域の身近な応援団として区役所、区社会福祉協議会と連携して支援していきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

【経営理念】

社会福祉法人朋光会は「1人ひとりの笑顔のために」を経営理念としています。先発の医療法人豊医会と連携し、「安心して暮らせる社会への貢献」をテーマに、医療と福祉の総合力による「安全」と「安心」と「癒し」を地域社会に提供することを使命としています。

【行動指針】

＜安心＞ 私たちは、いつも真摯に仕事に取り組みます。

＜安全＞ 私たちは、いつも正々堂々、偽りなく行動します。

＜癒し＞ 私たちは、いつも心に豊かさと余裕を忘れません。

これらの経営理念や行動指針のもと、毎年事業方針を設定し、展開しています。

【業務実績等】

在宅サービスから施設サービスに至るまでの医療・看護・介護・生活支援サービスを連携のもとに展開しています。

- ・特別養護老人ホーム 太陽の國（150床：昭和62年開設）
- ・デイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘（平成11年移管、開設）
- ・老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘（平成18年より指定管理者）
- ・特別養護老人ホーム 太陽の國ほどがや（ユニット型88床：平成18年開設）
- ・横浜市名瀬地域ケアプラザ（平成20年開所 指定管理者）
- ・横浜市川島地域ケアプラザ（平成23年開所 指定管理者）
- ・養護老人ホーム 名瀬の森（120床：平成31年開設）

（連携する医療法人）

- ・左近山中央診療所（有床診療所 19床：昭和43年開設）
- ・左近山訪問看護ステーション（平成12年開設）
- ・左近山ホームケアサービス（平成12年開設）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

令和2年における法人資金収支決算の対予算執行状況はつぎのとおりです。

令和2年度資金収支 予算実績対比表 (単位：千円)

摘要		予算①	決算②	差額(②-①)
経常 収支	収入	2,115,045	2,079,687	△35,358
	支出	1,980,315	1,961,475	△18,840
	収支差額	134,730	118,212	△16,518
設備 収支	収入	7,983	23,224	15,241
	支出	78,764	102,524	23,760
	収支差額	△70,781	△79,301	△8,520
財務 収支	収入	0	4,456	4,456
	支出	12,374	12,440	66
	収支差額	△12,374	△7,984	4,390
資金収支差額計		51,575	30,927	△20,648

令和2年度の事業活動収入は2,079百万円で予算を35百万円未達となった。これは太陽の國ほ
どがやで年度末に新型コロナウイルスのクラスターが発生し稼働率が大きく低下したことや、ケア
プラザでのデイサービス等の活動の未達が要因である。一方支出は新型コロナウイルス蔓延に伴い、
諸活動を自粛したこと等で事業費、事務費とも予算に対し事業活動支出は18百万円未費消となり、
事業活動収支差額は16百万円の未達であった。

設備整備等による収支は新型コロナ対策により助成金、支出とも増加し、予算に対しては8百
万円の未達であった。その他の活動による収支は退職者の発生による積立資産取崩収入が発生し4
百万円の増であった。結果として当期資金収支差額は30百万円の黒字となったが、予算に対しては
20百万円の未達であった。

ただ、養護老人ホーム名瀬の森開設で、2年連続した赤字を脱した。これは名瀬の森が、開設
準備と実質開設1年目で入所者が少なかったため、赤字であったものが、実質2年目で入所者が増
加し単独で収支がバランスしたことによるものである。

資金収支実績の推移 (単位：千円)

年度 摘要		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
経常 収支	収入	1,795,315	1,986,253	2,079,687
	支出	1,830,699	1,947,285	1,961,475
	収支差額	△35,384	38,968	118,212
設備 収支	収入	1,792,774	8,368	23,224
	支出	1,902,525	79,169	102,524
	収支差額	△109,751	△70,801	△79,301
財務 収支	収入	4,513	5,474	4,456
	支出	11,674	12,320	12,440
	収支差額	△7,161	△6,845	△7,984
資金収支差額計		△152,296	△38,679	30,927

当法人は法人税、事業税及び法人住民税を課される収益事業は行っておりません。また、消費税
については申告書を提出し納付しております。

尚、当法人の会計は社会福祉法人の会計基準に準拠し、収支及び事業活動の状況並びに財務状
況に関する計算書類は適正に作成されています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置、定着について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策、職員の定着のための方策について、その考え方を記載してください。

所長及び地域包括支援センター・生活支援体制整備事業・地域活動・交流の人員については、既に確保しています。

現在、朋光会では地域ケアプラザ3館、老人福祉センター1館、介護老人福祉施設2施設、養護老人ホーム1施設を運営しており、地域ケアプラザの運営に必要な専門職の任用資格を持つ常勤職員が複数在籍していることから、不測の事態で職員の欠員が生じた場合でも法人内異動により即時配置可能な状態にあります。

また、居宅事業所・デイサービス部門においても、十分なサービスを提供できるよう職員の確保と配置に努めています。

(2) 育成・研修について

職員がやりがいをもって業務に取り組むことで地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1. 朋光会は、全事業所職員を対象に法人本部によるキャリアパスシステムを導入しており、職場内研修や外部研修への参加、各事業所内プロジェクトや勉強会を通して技術・知識・マインドの向上を目的とする職員の教育・育成を図っています。
2. 地域ケアプラザでは、毎年度研修計画を作成し、常勤・非常勤を問わず様々な研修に参加できる環境を整えており、市・区・社協等が実施する外部研修へも事業所負担にて積極的に参加させ、報告会等を設けその情報を全員で共有するようにしています。
3. 新たに採用した職員（全職種）に対しては、地域ケアプラザの概要及び名瀬地域ケアプラザの取り組み・5事業の説明等を行い、地域ケアプラザの特性や地域の状況を理解させた後、各々の職務に従事させています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザを利用される地域の方々が安心して利用でき、清潔で快適な施設であるよう施設の保守管理に努めます。

- ・施設設備の維持管理は協定書に基づき、保守管理業者に委託し、定期点検を適正に行い、総合的に管理しています。開所 13 年が経過し、経年劣化による不具合が出てきていますが、利用者の安全を第一に、区役所と協議しながら優先順位をつけて計画的に修繕を行っています。
- ・故障・破損等の不具合が発見された場合は、その場で対応できるものについては職員が迅速に応急処置を行い、その後速やかに専門業者の手配を行います。
- ・職員には日々の業務の中で危険場所の気づきや発見だけでなく、年に数回、所長と一緒に施設の巡回点検を行い点検表に記録し、安全管理の意識づけも行っています。
- ・感染症対策、特に近年新型コロナ感染症対策として、感染予防と管理を目的にトイレや手すり、机や椅子、パーテーションなど使用後は必ず消毒を行い、お客様への感染防止に努めると共に、安全に安心して施設をご利用いただけるよう、職員の感染予防に関する意識を高めて取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

- ・事件事故の発生時における法人、施設、行政への緊急連絡網を配備して連絡体制を確立しています。また、事故や災害発生時には、迅速で的確な対応ができるよう緊急時マニュアルを整備します。
緊急連絡網や緊急時マニュアルは、いつでも職員全員が確認できるように事務所内に設置しています。
- ・来館者の急病や事故については、職員がいち早く発見・対応できるよう管理体制を整えます。状況により救急対応を取り、区への報告を行います。
- ・緊急時の持ち出し資料は別ファイルにして管理し、個人情報の持ち出しに工夫をしています。
職員は日常のヒヤリハットから報告書を作成し、日々事故の振り返りが確実にできるよう徹底しています。報告書をもとに今後の対応・具体策を検討し、結果を全職員へ周知すると共に再発予防が的確に実行できるようにしています。
- ・防災については年 2 回の消防訓練を実施し、所長不在時も想定した上で、避難器具の取り扱いやメンテナンス、AED の使用方法、初期消火訓練、搬送訓練を行います。また、災害時の特別避難場所としての開設訓練を実施すると共に、地域住民への周知と職員の意識啓発を推進します。
- ・災害訓練時には地域住民や貸館利用団体の方々にも参加を呼びかけ、避難訓練を地域住民と共に行ない、防災への意識を共有できるよう情報発信を行います。また、地域の防災拠点運営委員防災会議には毎回参加し、防災訓練にも参加して地域との連携を図ります。
- ・施設の夜間防犯対策は機械警備となっていますが、緊急時対応のマニュアルを整備し適切な緊急時対応と、施設の 24 時間防犯対策を行います。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- ・ 所長と各部署から選出された委員で構成する防災委員会で福祉避難場所の開設や運営方法について確認し、備品や対応についても確認します。
- ・ 年2回行う防災訓練の際には、福祉避難場所の開設についても合わせて確認し、地域ケアプラザ職員が出席する運営会議等においても都度参集条件を伝え、参集方法等の確認を行います。また、行政への連絡や受け入れについての訓練も実施していきます。
- ・ 年に2回開催している福祉避難場所情報共有システムを含めた初動訓練には、所長不在時でも対応ができるよう、防災委員や他の職員も参加し、訓練しています。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- ・ 所長と各部署から選出された委員で構成する防災委員会を設置し、隔月で開催して防災訓練の計画や備蓄品や避難用具等を確認し、年に2回、定期的に地震と火災の避難訓練を行っています。また、平行して自然災害発生時の業務継続計画（BCP）も作成をしています。
- ・ 災害時の指揮官は原則所長ですが、所長不在時も想定した訓練も行っています。訓練では消防署にも協力を依頼し、職員にも積極的に避難器具の取り扱いやメンテナンス、AEDの使用方法、初期消火訓練、搬送訓練を貸館利用団体の利用者や地域の方々と一緒に行います。
- ・ 職員には積極的に応急手当普及員講習や普通救命講習を受講してもらい、他の職員へ伝達して応急手当の研鑽・普及に努めます。
- ・ また、地域の防災拠点運営委員防災会議に毎月出席し、年に1回開催される防災訓練にも参加して地域との連携を図ります。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域の福祉の拠点として、地域住民に対して公平なサービスの提供がなされるように、また、常に公正中立な対応できるよう職員への指導を行います。

- ・地域住民や介護者へ、順次周辺エリアの介護保険サービス事業所や施設サービスの紹介を行うなど支援します。
- ・介護保険サービスご利用者には、福祉サービスや医療サービスが総合的に提供されるよう十分な情報提供を行い、ご本人ご家族にわかりやすい説明と、利用される方の立場に立った支援を行います。また公正中立性を図るため、地域包括支援センターによる相談対応時の居宅介護支援事業所の選定時には、介護事業者ガイドブック「ハートページ」やパンフレットを用意し、ご本人・ご家族が自ら選択できるよう対応します。
- ・ご本人、ご家族の希望に沿った支援を行い、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が送れるように、公平中立なサービスプランの提供を行います。
- ・地域のサービス関連機関との連携を図り、地域のケアマネジャーの資質向上を図るため、研等の企画と参加の声掛けを行っています。
- ・居宅介護支援事業所には、地域ケアプラザで相談や学習が気軽にできる機会を提供するため、事例検討会や介護保険制度についての勉強会を行い、地域関係機関のスキルアップと支援を行います。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- ・地域の方々からの貴重なご意見やご要望については、感謝の気持ちを持って真摯に受け止め、業務改善への取り組みとして捉え、誠意をもって適切に対応していきます。
- ・地域包括支援センター、生活支援体制整備事業及び地域活動・交流、居宅介護支援事業所、通所介護事業所は、毎年ご利用者アンケートを実施し、ご利用者様からのご意見を直接伺い、その内容について地域ケアプラザ職員全員で情報共有し、課題と改善策について共に検討します。また、いただいたご意見と改善策は、地域のどなたにも見ていただけるよう、地域ケアプラザ内に掲示します。
- ・地域ケアプラザの玄関には、ご意見箱を設置し、無記名で利用者の率直なご意見がいただけるよう配慮します。
- ・苦情に対しては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、通所介護事業所それぞれに相談窓口責任者を設け、誠意をもって迅速に対応し、報告書を作成し、所長に提出した上で、職員全員で情報共有し改善に努めます。相談窓口責任者の対応で解決を得られなかった苦情については、苦情解決責任者である所長が丁寧に対応します。当事業所で解決に至らなかった苦情は、法人本部に報告し、苦情の解決に当ります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

- ・ 朋光会個人情報管理規程に定める管理体制による管理責任者として所長がその責を負い、施設における個人情報保護のマニュアルを館内に掲示します。
- ・ 事業所としては、定期的な点検、研修を行い、全職員が常に意識を持ち、個人情報漏えい事故の発生防止に努力しています。
- ・ 個人情報保護研修は年一回以上、全職員を対象に行います。個人情報管理の重要性を職員がより認識できるよう、毎年職員の中から研修担当を決め、内容について検討した上で所内研修として実施するなどの工夫を行います。
- ・ 事務連絡のため個人情報の書類をFAXまたは郵送する場合はダブルチェックを行い、作成した確認表へ押印し、誤送付の防止をマニュアル化して徹底していきます。マニュアルについては毎年内容の見直しを行い、適正管理ができるよう改善をしています。
- ・ 施設での事業参加等の申し込みや図書の貸し出し、来館者カード等は全て個票とし、窓口対応時に個人情報を守られるよう細かく配慮し、鍵のかかるキャビネットに保管しています。
- ・ 法人の運営状況についてはホームページに公開し、また名瀬地域ケアプラザのページでは活動内容や利用案内等を公開しており、内容の充実に努めます。
- ・ 人権尊重については倫理研修を所内研修として実施し、お互いの行動評価や自己評価ができるような研修を行っています。また、認知症や虐待についての研修も所内研修として担当者を決め、毎年実施します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮は社会全体が取り組むべき重要な課題と考え、地域ケアプラザは積極的にごみの減量、リサイクルを進め、ヨコハマ3R夢プランの推進拠点として、全職員が率先して取り組んでいます。

- ・ ごみの分別とリサイクルを事業所だけでなく、まち磨きイベント（ゴミ拾い活動）等の行事を通して地域住民への理解と普及啓発を行いながら、住み良い町づくりを目指していきます。
- ・ 事務所内でのごみの分別を徹底し、裏紙使用できるものは資料やメモで有効活用しています。使用していない部屋の照明、空調はこまめに切り、室温や湿度、採光チェックを行い適正な電力使用量の削減を心がけています。
- ・ 各部屋には節電協力のステッカーを貼り、施設利用者の方にも協力を促し、適切な空調温度の設定の維持に努めています。また、館内にはヨコハマ3R夢プランへの協力依頼の掲示を貼り、地域住民に広報します。
- ・ 地球温暖化対策として、職員が地域を訪問する際には極力、電動自転車、スクーターを使用し、二酸化炭素の排出量の抑制を心がけます。
- ・ 市内中小企業優先発注については、施設の改修・修理・保守・点検・清掃等の業務委託や什器備品・消耗品の購入について、見積りの段階から市内の中小企業を対象として発注を行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

地域ケアプラザの認知度向上及び稼働率向上に向け、実施事業や部屋の貸出し制度などを地域住民へ広く周知する方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

■認知度向上及び稼働率向上のための周知方法

- ・毎月、広報紙『名瀬地域ケアプラザだより』を約 1,500 部発行し、連合町内会へ依頼し地域回覧及び掲示板への掲示を行います。
- ・名瀬地区連町広報部会や地域サロンをはじめとした、地域の方々の会議や集まりに職員が積極的に足を運び、定期的に地域ケアプラザの役割や機能の周知を行います。
- ・幅広い世代、対象の方に向けた自主事業を企画し、地域ケアプラザに興味を持っていただけるよう努めます。
- ・アートギャラリー（廊下ギャラリー）を常設し、月替わりで地域団体や個人の方の作品や活動の展示を行い、出展者の方のご友人やお仲間にも地域ケアプラザに足を運んでいただく機会を創出します。
- ・『よこはまウォーキングポイント』事業へ参加することで、お散歩途中などに気軽にケアプラザに立ち寄って頂けるようにします。
- ・『図書コーナー』を設置し、お子さん向けの絵本の名作をはじめ、最新の大人の方向けの文庫本まで幅広く揃え、日頃から地域ケアプラザに足を運んで頂けるよう努めます。
- ・ホームページに貸館事業について分かりやすくまとめた内容を掲載し、ケアプラザ利用促進に努めます。

イ 総合相談について（高齢者、子ども・子育て、障害者分野等の情報提供）

高齢者、子ども・子育て、障害者の各分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供方法について記載してください。

併せて、近年ダブルケアや 8050 問題などの複合的な課題を抱える世帯が増加傾向にあることを踏まえ、分野を超えた連携による相談対応の考え方について記載してください。

■分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供方法

【高齢者】

地域ケアプラザが相談場所であるという周知活動に努力してきました。自治会の定例会で周知し、高齢者に民生委員を通して「もしも手帳」とともに地域包括支援センター周知のカードを配布しました。また、ケアプラザから遠い地域では出張相談会も開催しました。

高齢者の相談は多岐にわたるため、個別の相談が気軽にできる関係づくりが必要と考えます。そのため、各種地域サロンや老人会に参加した際、または地域ケアプラザに来館された際、顔の

見える関係づくりに努めます。

また、土日祝日にも相談対応できる職員を常に配置しています。今後はオンラインでの相談も積極的に活用していきます。

【子ども・子育て】

- ・地域内の子育て支援事業をまとめた『名瀬町 子育て情報の案内』を毎年作成し、来館者への積極的な声掛け、情報提供を行います。
- ・地域の子育て支援者のネットワーク『名瀬地区ハートプラン 子育て連絡会』（連合町内会会長、地区社会福祉協議会会長、主任児童委員、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ）間で、適宜情報交換を行い、最新の情報を届けられるようにしています。
- ・「戸塚区役所子ども家庭支援課」「戸塚区地域子育て拠点 とつとの芽」の情報発信力もお借りしながら、子育て世帯への情報発信を行っています。
- ・子育て世代に向けての情報提供については、積極的に SNS を活用していきます。

【障害分野】

- ・区役所及び障害分野の関係機関（基幹相談支援センター、生活支援センター、後見的支援センター、地域内の就労継続支援 B 型事業所 等）と連携を図りながら『ワンストップサービス』の場として、適切な情報提供及び関係機関への橋渡しを行います。

■複合的課題に対する相談対応についての考え方

高齢者の相談を受ける中で、8050問題が発覚することが多くなってきました。その問題が埋もれてしまわないようにリストアップし、必要時5職種で情報交換を行います。

その上で、タイミングを見ながら、各種機関につなぐことができるように当事者とのパイプを維持するように努力をしています。

今後、まだ見えていないケースが多数発覚することが予想されます。相談場所がわからず困っているご家族のための最初の相談場所として今後も努力をしています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザは地域住民への包括的なケアを実現するための中核的存在として、担う役割は大きいと認識しています。そのためには、ケアプラザ内各部門及び各関連施設との情報共有と連携が重要だと考えています。

- ・地域ケアプラザの職員間の連携ができるよう、毎朝個々のスケジュールを全員で確認し、お互いの業務調整と必要な情報共有ができるようにしています。
- ・毎月、所長と各部門のリーダーでリーダー会議を開催し、部門間の情報共有を図ると同時に月1回職員全員で運営会議を開催し、情報交換・共有、意見交換を行っています。

- ・正職員と非常勤職員との連携を密に、事業所全体が一体となって事業に取り組んでいます。
 - ・地域ケア会議では、地域医療、サービス事業所、民生委員、町内会・自治会、ボランティアの方々の参加のもと、地域課題を共有し、課題解決への検討を重ねていきます。
 - ・みまもりネット協力事業者やスーパー・商店・関係機関、障害者施設、医療機関等と協働し見守り、支え合えるネットワークのシステムを構築します。
 - ・子育て連絡会に参加し、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点「とっとの芽」、地区センターと子育ての情報交換を行います。
- 戸塚区基幹相談支援センターや戸塚区生活支援センターと情報交換を行い、障がい者の相談など、適宜連絡を取り合って支援に取り組みます。
- ・地域包括支援センターが関わることで課題として見えてきた 8050 問題や障がい者をかかえた事例等については、個別に後見の支援センターに相談し、連携をとって支援していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域課題・問題、地域の状況等の把握は地域の方からの情報が重要です。そのため、地域の関連団体や関連機関の方々との顔の見える関係をさらに強化し、地域の力として様々な場面で活躍していただけるよう事業の企画運営を実施していきます。

- ・連合町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、保健活動推進員、スポーツ推進委員、友愛活動員、ヘルスメイト等の方々に多くの事業で協力を頂いており、主要な事業では企画から積極的に参加して頂きながら協働した活動につなげています。
- ・地域向けの法人内名瀬地区 3 事業所合同のお祭り開催等では、多くの地域役員、関係者に参加していただき、コーナーの担当調整等も行っています。現在は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、中止となっていますが、ケアプラザへの協力支援がそれぞれの年間計画として定着している状況があります。
- ・医療機関や介護保険サービス事業所等との関係をさらに深め、多職種が連携して住民への個別支援ができるよう地域ネットワークを構築していきます。
- ・民生委員児童委員と地域ケアマネジャーの連絡会や医療機関との事例検討会や学習会を実施し、地域連携がさらに拡大し、充実するよう支援していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

横浜市型地域包括ケアシステムの構築のため、高齢者が心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、戸塚区アクションプランを地域に広めます。地域での会議・集会や地域の商店・金融機関等との機会をつくって、戸塚区アクションプランを説明します。さらに、第4期戸塚区地域福祉保健計画「とつかハートプラン」の基本理念である誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、支え合いの輪を広げていきます。

- ・すでに、地域で根差しつつある「ハートプラン」を推進し、地域連携チームメンバーでは地域の身近な支援者として区役所と協働していきます。
- ・地域の関係者と様々な専門職種が参加した地域ケア会議を重ね、個別課題解決とともに地域課題の抽出に向けて継続的に話し合っていきます。地域で見守り、支え合う関係性やネットワーク構築に向けた地域課題を抽出した地域では協議体へと発展させ、具体的な取り組みについて区役所と連携して地域住民が主体的に取り組めるよう継続的な支援を行います。
- ・元気な高齢者は、引き続き健康を維持してその方らしく暮らせるよう、区役所と協働して各拠点で開催している「元気づくりステーション」の継続支援を行い、また必要だと思われる地域については、区役所と相談して新規立ち上げ等を行っていきます。
- ・地域住民や商店に向けて、気になる方の早期発見とケアプラザへの連絡・通報につながるための「みまもりネット」の周知・協力依頼を行います。
- ・認知症高齢者の増加に対し、地域住民への認知症の理解のための出前講座や、認知症キャラバンメイト養成講座の開催、徘徊者 SOS ネットワーク事業「見つけてネット」への取り組み等、区政指針を考慮し、行政との連携をとりながら、事業の展開と構築に向けて取り組みます。
- ・子育て支援については、区役所主催の赤ちゃん教室に開催協力するなど、今後も継続していきます。また、こども家庭支援課とも連携し、課題のある事例については個別に対応し、地域とつながる支援を行います。
- ・障がい者（児）支援については、障がい者の地域での居場所となる「あったまり場」を毎月開催し、障がいのある方も地域の一員として孤立することなく地域とつながりをもって暮らしていけるよう、地域住民や地域の事業所等関係者と連携して支援していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の区計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地域連携チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決・目指すべき地域像の実現に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

区地域福祉保健計画「とつかハートプラン」に、事務局及び地域連携チームの一員として積極的に参加していきます。

地域の中にある、地域の方にとって一番身近な施設として地域の声を拾い、地域ケアプラザならではの役割を果たし、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決・目指すべき地域像「とつかハートプラン」の基本理念である、「誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し、所長をはじめ、地域活動交流部門、生活支援体制整備事業の両コーディネーターが中心に関わりながら、地域包括支援センター職員とも協働し、地域ケアプラザ全体で取り組んでいきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

目指すべき地域像の実現に向けて、高齢者、こども・子育て、障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化へどのように取り組むか、具体的に記載してください。

【高齢者支援】

平成 20 年（2008 年）の開所以来、体操、太極拳、書道、絵手紙、パソコン、料理、健康マージャンなどの講座から自主化して活動しているグループが数々あります。開所から 13 年経過し、参加者の高齢化が目立ってきています。新たな人材の発掘やこれからの時代に合った講座を実施する必要があります。そのために、今年度（令和 4 度）はコグニサイズを取り入れた講座やライン講座を実施しました。

コグニサイズの講座後は『元気づくりステーション』に発展しました。また、『おやじ達のしゃべり場』は建設的な意見が発信され、参加者のよる自主的な活動でつながる場として今後も期待して進めています。地域団体主催の「認知症カフェ 桜カフェ」への協力・支援も行っています。今後も現存のグループ活動の継続・発展支援と新たな活動創出に力を入れていきます。

【子ども・子育て支援】

- ・区事業の「赤ちゃん教室（ひよこ会）」、「遊び場・しゃべり場 ほっとタイム」では、子ども家庭支援課や子育て支援者と協働し、親子サークルの立ち上げ支援を行います。
- ・「戸塚区地域子育て拠点 とつとの芽」との協働で、「お世話体験会」などの企画をケアプラザでサテライト開催していきます。
- ・地域ケアプラザの自主事業は、子育ての段階に応じた事業を企画します。（「ママサロン 0 歳～未就園児」「リトミックバンビ：概ね 2 歳～未就園児」「キッズリズム体操：概ね 3 歳～6 歳」）

【障がい者支援】

- ・地域包括支援センターが関わっている 8050 問題の世帯の中でも、戸塚区精神障害者支援事業「あったまり場」の対象となり得る方がいらっしゃる事が浮き彫りになってきました。地域包括支援センターと一緒に取り組んでいきます。
- ・地域内の障がい系の事業所（「就労継続支援 B 型事業所 えん東戸塚」）と協働し、地域に対して啓蒙啓発を行っています。

【世代間交流・伝承】

「名瀬囃子」の継承者が不在となり、伝承が途絶えそうになっているとの元メンバーの方から相談を受け、まずは地域に『名瀬囃子』を知ってもらう機会として、アートギャラリー（廊下ギャラリー）にて、獅子頭や太鼓などのお囃子の道具や資料の展示を行い、同じ流派のお囃子の団体に披露してもらうことを企画しています。また、40 年程前に当時、「子供囃子」で関わった方が地域に残っており、名瀬囃子の伝統の火を消さないよう支援していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

- ・地域組織（連合町内会、単一自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体 等の福祉・保健活動団体）と、日頃から積極的に関わりを持ち、地域ケアプラザの存在、役割をお伝えし、気軽に相談・利用できる場であることのご理解を深めて頂き、地域ケアプラザ機能の利用促進につなげていきます。
- ・『アートギャラリー（廊下ギャラリー）』では、月替わりで団体、個人の方々の作品や活動を多くの方に知って頂く機会とし、『貸館登録団体交流会』を開催することで、お互いの顔がわかり協働のキッカケを創ることで活動の幅が広がり、地域ケアプラザの利用促進を図ります。
- ・貸館登録団体に対して、積極的に地域ケアプラザの自主企画事業の講師やイベント等への出演を相談することで活動する場の提供を行い、地域に向けて団体の活動及び地域ケアプラザの周知につなげます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

【ボランティア登録】

- ・ボランティア登録を希望される方には、活動内容とお願い事項をまとめたプリントを用いてご説明し、活動の内容により現場の見学をしていただいた上で、ご希望を伺いながら職員がヒヤリングし、その方にあった活動のコーディネートを行います。
- ・「よこはまシニアボランティアポイント」の受入機関として、登録研修会の周知及び、当地域ケアプラザでの研修会の企画を行います。また同時に、新たなボランティアの受け皿として活動の相談など支援を行っていきます。

【ボランティア育成及びコーディネート】

これまでボランティア活動を担っていた方々の高齢化と新たな担い手の発掘については、名瀬町だけではなく全国的な課題となっています。その中で、以下のように取り組んでいきます。

- ・「ボランティア講座」を名瀬地区社会福祉協議会との共催で開催し、ボランティア発掘に取り組んでいきます。
- ・「ボランティア交流会」も名瀬地区社会福祉協議会との共催で開催し、ボランティア同士の横のつながりを広げ、お互いの活動に興味を持っていただけるようにします。また同時に、地域の方々の声に耳を傾け、ボランティア活動の支援を行っていきます。
- ・5職種で連携し、若いうちから地域ケアプラザに関わってもらえるよう、声掛けや自主企画事業を行っていきます。
- ・地域内の障がい系の事業所にも働き掛けを行った結果、「ちょこボラ」を担ってくれています。高齢のボランティアにはキツイとのお声もある、高齢世帯から相談が多い「庭の草むしり」の依頼を主にコーディネートします。

- ・区社会福祉協議会、区民活動センター、区内他の地域ケアプラザ等とも積極的に情報交換を行い、協働してボランティア発掘・育成に取り組んでいきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・自治会町内会、地域行事、地域の集まりには、積極的に足を運び、地域ケアプラザに来所される方々にお声掛けをしていきます。そこで受けた相談や会話の中から日々情報収集を行い「地域アセスメントシート」を作成し、福祉保健活動団体や人材の情報も集約していきます。
- ・5職種協働で、地域ケアプラザ自主事業、登録団体、地域活動及び団体の情報をまとめ、冊子「～名瀬町内の地域活動紹介～」を作成します。冊子は、地域の方をはじめ居宅介護支援事業所等へも配布を行います。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ・地区概況シートをもとに、地域の状況を把握します。
- ・地域包括支援センターと区役所との定例カンファレンスに参加し、地域の高齢者の相談の内容や傾向をとらえ、生活上のニーズを把握します。
- ・積極的に地域に出て高齢者の声を聴き、顔の見える関係作りを進める中で実際の生活状況を把握し、今後どのような支援が必要になるかを分析します。
- ・また、地域と共同でニーズ調査のためのアンケート調査実施を検討しています。
- ・これらの様々な情報を町内会単位の細かなマップや地区アセスメントシートに落とし込み、今後必要になってくる支援内容の検討分析を行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・地域のみまもりネット協力事業所との定期的な情報交換や、地域の民間事業所とのネットワーク「ファイブ567レンジャーズ」との共同等あらゆる機会を使って情報を把握し、分析します。
- ・野菜の栽培収穫ボランティアが育てた野菜を、地域のデイサービスに寄付することで、顔の見える関係作りにつながるよう支援します。
- ・把握・分析した内容は、マップに落とし込み、情報の見える化を行い、5職種で共有していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

- ・名瀬地区ハートプラン推進委員会との協働により、地域住民と目指す地域像を共有しながら協議し、具体的な行動・地域づくりができるよう様々なネットワークと連携して進めます。
- ・多くの地域住民にハートプランが浸透するよう、広報誌等の媒体を利用し広報活動に努力します。
- ・具体的には、子ども食堂・地域食堂がある暖かい地域にしたいという声を形にすべく、地域住民が話し合いを重ね、まず手始めにフードパントリーを開催することができました。その際、関係機関との調整や会議の進め方等陰で支援しつつ、地域の力で開催できました。今後も地域力が最大限発揮できるよう関わっていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

- ・地域のニーズを形にできた最近の実践として、公園でのラジオ体操の会が3か所発足し継続していることが挙げられます。小さな声を束ね、町内会の賛同を得てボランティアの力で継続ができています。
- ・また、緑豊かな地域性を生かし、野菜の収穫栽培ボランティアが発足しました。収穫物を配食ボランティアやフードパントリーに提供したり、子供の収穫体験につなげたりと新たな活動に発展しています。
- ・小学校との共催で地域の住民（主に高齢者）とともに「ゴミ拾いイベント」を開催しました。子供たちの力の大きさを実感しました。今後も子供たちとともに様々な取り組みを進めていきます。
- ・新たな人材や資源につながるために、今後はネットでの情報発信等も検討していきます。
- ・今後も生活支援コーディネーターがつなぎ役として、地域の人・組織・地域の資源をつなぎ地域の活動・サービスの創出を目指します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・担当地域は南北に細長く坂の多い地域であり、生活圏が地域によって異なる地域性があります。相談場所としての地域ケアプラザは、バスの便はあるものの坂の上に位置するため相談が必要な方にとっては不便と考えます。そのため、今後も積極的に地域へ出向いて相談を受けて

いきます。また、多様なニーズに対応できるよう相談専用メールを開設しオンラインでの面談にも対応します。

- ・人口 14,283 人、高齢化率 28.65%、高齢者人口 4,092 人（2021 年 3 月 JAGES 地区概況シート参照）の担当地区は、1 連合町内会でまとまっており自治会や民生委員の協力を多大にいただいています。今後もケアプラザに気軽に相談できる関係づくりを地域と協力して行っていきます。
- ・相談内容は常に 3 職種で共有し対応できるようにしています。また、相談票はナンバー管理をしており、以前の相談内容がすぐにわかるようにしています。ケアマネジャーに支援を依頼した時には、どこのケアマネジャーが支援しているかがすぐわかるように工夫をしています。また、相談後 1 年以上ご連絡がなかったケースへ、「お声かけ事業」として様子伺いの電話かけを行っています。この事業を通して、ケアプラザが相談者を気にかけていることを伝えることができ大変喜ばれています。早期の支援につながることも多々ありました。今後も継続をしていきます。
- ・多問題ケースについては、所長を含め意見交換し、地域ケアプラザとしての援助方針を明確にし、区役所や関係機関との連携を取りながら支援を行っていきます。
- ・総合相談について、地域住民にとっては必要不可欠な業務であり、途切れないための対策 (BCP) を講じています。災害や感染症蔓延時等、相談業務が継続できるようメールや WEB を使用した相談を行い、実施環境も整えています。特に遠距離に住むご家族は顔を見ながらの WEB 相談は安心感を得られ、また退院支援のカンファレンスの際にも感染防止対策から病院側のスタッフにも好評です。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・認知症になっても住み続けることができる名瀬町を目指し、地域への啓発活動を実施しています。具体的は、地域ケア会議での地域住民との話し合いや、みまもりネット事業者への周知活動、地域の活動グループ参加時のお声掛けなど、今後も機会をとらえ実施していきます。
- ・認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイトと協働し中学校・小学校に向けて実施してきました。今後も広く進めていきます。
- ・認知症初期支援チームと協力してこれまで 3 件のケースに対応しました。今後も効果的に支援チームと協力していきます。
- ・認知症カフェ「さくらカフェひとやすみ」は地域のお寺の境内にて地域ボランティアが運営をしています。引き続き地域の資源となるよう協力をしていきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

名瀬町の人口 14,283 人(2021 年 3 月 JAGES 地区概況シート参照)うち、ここ 3 年で、就学年齢、稼働年齢はともに減少、高齢者人数は増加しています。併せて高齢化率も増加し、2 割弱が独居高齢者世帯(戸塚区内 4 位)となり、年々増加が著しい状況です。親を残して区外へ出る子供世帯が多いことが数値から伺えます。またここ数年、地域包括支援センターへの成年後見相談数が増えており、時節帰省の際に認知機能低下した親の状態に気が付き、生活や生活費の支援に困って相談される傾向があります。

権利擁護業務について、過去 5 年間で「ふくしものしり大学」を行政書士、6 カ所の地域包括支援センターの社会福祉士が協働し、エンディングノートの普及啓発を地域住民に向けに行いました。平成 30 年から 5 年間で延べ 603 名に対し、視覚・興味から理解を深められるよう寸劇を取り入れながら実施しました。(昨年から DVD 作成し感染対策を行い実施)

遺言・成年後見制度や相談場所等をあらかじめ知っておき、必要時に相談に繋がることを目的としており、名瀬町内でも今後継続して取り組んでいく予定です。

高齢者虐待等に対しては地域の民生委員や居宅介護支援事業所などと協力し、早期発見に努めています。令和 4 年度から高齢者虐待防止が各事業の運営規定への義務化となり、さらに虐待防止への意識が高まっているところです。防止に加え、再発を防ぐために養護者への支援を行政と協力し多職種で対応を行います。さらに地域住民の認識を深めるために地域包括支援センターが協働して研修等を実施し、啓発にも努めていく予定です。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・名瀬地区は高齢化率に比べ、介護保険認定率が低く、比較的元気な高齢者が住んでいる土地柄であることがわかります。高齢になっても、認知症になっても、病気になっても住み慣れた名瀬町で暮らし続けられるように介護保険サービスやインフォーマルサービス、医療等継続的に適切に受けられるようケアマネジメントをする必要があります。その要となる居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、質の向上や困難事例への指導・助言をしていきます。
- ・ケアマネジャー同士、ケアマネジャーと民生委員、ケアマネジャーと医療機関等のネットワークの構築を進めていきます。今後さらに強化していくべく、定期的に会合や研修を行ない顔の見える関係づくりに努めます。
- ・具体的にはケアマネサロン、事例検討会、ケアマネジャーと民生委員の交流会を開催していきます。

困難事例に対して地域包括支援センター 3 職種でも情報を共有し、連携してケアマネジャー

支援を行っていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- ・長期入院することなく、在宅療養する高齢者も増えていることから、退院後在宅生活がスムーズに始められるように医療機関とケアマネジャー、介護サービス事業者が連携して支援できる体制づくりを強化します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・名瀬町は南北に細長く、それぞれの町内会・自治会で生活圏が異なります。高齢者人口約4000人の小さな地域ではありますが、それぞれの町内会・自治会ごとに課題が違うことは6年前の地域ケア会議で地域住民とも共有しています。そのため、毎年重点地域を決めて個別課題から地域課題を共有し、その地域に合った形での解決方法を模索しています。
- ・これまでの地域ケア会議を活用して始まった取り組みとして、多世代交流のための「かいぞうひろば」、おせっかいおじさんおばさんの活躍を見守るために5職種が老人会に関わること、友愛活動員による見守りマップ作り、民生委員不在地域の見守り体制構築などの活動があります。
- ・今後も地域の特性を十分把握し、実際に生活をしている住民の意見に耳を傾け、それぞれの地域に合った支援体制ができるよう努力します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ・可能な限り自立した生活が継続できるよう、その人らしい生活の維持向上に向けた、適正なプランの作成ができるように、研修に参加し質の向上に努めていきます。
- ・プランナーを配置しているため、新規ケースの受け入れ体制が常に取れています。
- ・指定居宅介護支援事業者への業務委託については、本人家族の意向により行っています。特に申請中のケースや医療依存度が高いケースなどは、委託することのメリットを説明して了解を得たうえで、委託事業者を選定しています。
- ・インフォーマルサービスについての情報は、「名瀬町の活動紹介」冊子を委託事業者にも配布し活用を促しています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ・人と人とのつながりが大切にされ、通いの場が継続的にある地域づくりを目指しています。これまでの介護予防普及強化業務によって、5つの元気づくりステーションが活動を継続しており、個性ある会に発展しています。今後も支援を続けるとともに、新たなニーズにも対応していきます。
- ・これまで地域にかかわりが少なかった高齢男性が地域で活躍できるきっかけづくりを目標に、「おやじ達の名瀬道場」を4年間実施してきました。講座をきっかけに地域につながった方も多く、効果を感じています。今後もプログラムを工夫しより興味を引く内容で実施していきます。
- ・物忘れが気になり始めた方や難聴で人付き合いが難しくなってきた方でも参加できる会を継続支援し、高齢者の引きこもりを予防します。
- ・地域の公園でのラジオ体操の会は、コロナの影響で外出が制限されている中、3つの公園で実施されるようになり、地域の大切な資源となっています。生活支援体制整備部門と共同で継続発展させていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

これまで名瀬地域で積極的にボランティア活動をしていた方々が、そろそろ80歳代となっている今、新たな人材が新たな活動に関わってほしいと感じています。地域の保健・福祉・医療サービス事業所の中には、地域貢献をしたいと考えている事業所が多数あることを把握しています。コロナの影響でこれまで同様の活動ができない団体もあります。このような状況の中ですが、今後地域の力を生かすことができる仕組みづくりを5職種協働して進めていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

ご利用者やそのご家族のニーズを十分把握するために丁寧なアセスメントを行い、希望するサービスやそのサービス提供事業所については、ご本人やご家族が自由に選択できるよう複数情報提供し、公正中立な立場で誠意あるケアマネジメントを行います。またご利用者が入院した際は、医療連携室のソーシャルワーカーと連携を密に行い、在宅での様子やサービスの利用状況等の情報提供、退院前のカンファレンスへの参加など在宅での生活がスムーズに再開できるよう支援します。

地域包括支援センターと併設しているため、多問題ケースなども積極的に受け入れます。また地域包括支援センターとは月1回の定期的なケースミーティングにおいて、情報共有や支援方針等の相談を行う他、課題があればすぐに相談し、連携を密にして課題の解決を図ります。

地域ケア会議では、ご家族、ケアマネジャー、サービス機関、民生委員等の他機関と共に、個別ケースの検討や課題解決に向けての話し合いを行い、地域包括ケアシステムに積極的に参加します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

収支計画については、無理のない収支計画を作成する事を前提に、利用者負担分については、利用者に還元するという考え方で計画をしていきます。

- ・居宅介護支援事業では、地域包括支援センターを併設していることから多問題ケースの相談も多く、24時間対応を行い、事業所加算を取得する体制をとっていきます。加算体制を継続していく事で、ケアプラザの運営状況を改善することができると考えています。
- ・利用者が利用しやすい施設であるために、利用者中心の支出を意識して設備・機器等や修繕を優先に支出を行っています。土足での入館ということもあり、日曜日、休館日以外は毎日専門業者による館内清掃を実施しています。
- ・また、福祉保活動が活発に行われてきた地域ですが、後継者の育成が課題となっていることから後継者の発掘・育成、さらに地域の社会資源に経費を配分することは、より住みやすい地域づくりに向けて、有効性が高いと考えています。
- ・ほか、正規職員・パート雇用職員に関わらず、職員・スタッフの研修にかかる費用を充実させ、ソフト面での利用者への還元を意識して収支計画を作成するよう努めます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

- ・自主事業については、必要不可欠な費用は負担していただきますが、最小限の参加費を設定し、地域のさまざまな方々の参加拡大を推進していきます。
- ・それぞれの事業は、適正な参加費を徴収しながら、できるだけ自主化につながるよう、計画的な運営を行います。自主化に移行できることで、講師料等の負担軽減につながります。
- ・施設管理や物品購入や通信費等については、自動更新だけでなく、複数のサービス業者から見積もりを取り、好条件の業者を優先的に採用して新たな経費削減につながる契約を行うようにします。
- ・水道光熱費については、環境とコストに対する意識をもつよう職員事務所や貸し室に節電のポスターを貼り、館内設定温度はエコ設定にしています。館内空調は、経費削減のため原動力を電気ではなく、ガスピーボンで運営し、電気会社については低料金で契約できる会社を選定しています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

- ・地域に根差したケアプラザとして、5職種連携して地域と協働して事業を進めてきました。
その実績としては、名瀬地区ハートプラン推進委員会に参加し、地域が望む事業の立ち上げ支援を行うことで、認知症カフェ「桜カフェ ひとやすみ」・移動支援(買い物支援)・多世代交流「かいぞうひろば」・公園でのラジオ体操の会・配食ボランティア「つむぎの会」の立ち上げができました。
- ・地域ケア会議を実施してきた中で、地域の課題を住民とともに検討し、それぞれの地域に合った方法で見守り体制の強化に努力してきました。その実績としては、民生児童委員・友愛活動員と協力をして見守りマップを定期的に更新することができるようになり、地域情報から早めの相談につなげることができるようになりました。また、地域の情報源である老人会などとの関係を密にすることで早めの相談につながっています。
- ・ケアプラザが身近な相談窓口であると周知することに努力してきました。
民生児童委員との協力、自治会・町内会への挨拶回り、みまもりネット協力事業所への周知、地域住民への周知など積極的に行いました。また、出前講座など積極的に地域に出向いています。
その結果、気軽に相談ができる窓口として日々相談があり、対応を行っています。
- ・地域の住民どうしの交流を支えるために、ケアプラザの施設を気持ちよく身近に利用できるように努力しました。貸出物品の用意・予約の方法など工夫を重ねています。また、可動式の貸館を十分に生かし、各種貸館団体の利用時にはスムーズに対応できるようにしています。ミニ図書コーナーは、新刊本を積極的に取り入れています。子どもを対象の絵本なども取り揃え、多くの利用者に喜ばれています。
- ・また、ケアプラザ事業として実施していた「歌声セルフ喫茶」「みつこのカラオケ120%」「映画会」は毎回多くの参加者が来館し、ケアプラザの周知にもつながっていました。現在はコロナの影響で中止しています。
- ・子育て事業としても地域・区役所と連動し実施しています。
ママサロン・リトミックバンビ・おやこヨガ・キッズリズムなど多数の事業により地域に貢献しています。また、現在、地域とともに子ども食堂（地域食堂）の立ち上げに努力をしています。
- ・高齢者の介護予防のために、介護予防の拠点づくりに努力をしました。
町内会の協力を得て各町内会館で元気づくりステーションが立ち上がり、現在5カ所で特徴ある会が住民の力で運営されています。
また、男性の介護予防・地域でデビューを進めるために「おやじ達の名瀬道場」を年間通して実施し、多くのシニア男性が地域とつながるきっかけとなっています。この事業では、同法人が所有するプールを利用し「水中運動教室」も実施し好評を得ました。
- ・直近では、地域と5職種連携して進めた「ラジオ体操イベント」の後に、3か所の公園でラジオ体操の会が継続しており、コロナの影響でフレイルが心配される今、地域住民に喜ばれています。
- ・高齢者虐待防止のために実施している「介護者のつどい」（さくらサロン名瀬）は、開所以来、毎

月開催しており、介護者同士の交流の場として定着しています。介護者が気持ちを話せる貴重な場となっています。

- ・ 地域の高齢者を担当しているケアマネジャー支援にも努力をしています。相談の個人ファイルに担当のケアマネジャーがすぐにわかるよう記載し、相談時に対応できるよう情報を把握しています。また、年間を通じて「ケアマネサロン名瀬」を開催し、事例検討会等行い、ケアマネジャーの資質向上に協力をしています。
- ・ 地域の様々な団体、企業、学校などとも連携を深めています。
コロナに負けずに頑張ろうと意欲ある事業所の集まりである「ファイブ567レンジャー」・地域の就労継続支援B型事業所「えん東戸塚」・地域のデイサービスなどとの連携は、現在地域との連携に発展しています。
小・中学校や幼稚園などとの連携も進み、小学生の発案でゴミ拾いのイベント「まち磨きイベント」の開催や認知症サポーター養成講座開催につながっています。
- ・ 地域の農園との連携により、地域のシニア男性が集まって野菜栽培収穫ボランティア「ほうれんそう」の活動に発展し、配食ボランティアや地域の介護事業所に野菜を提供し始めており、今後の活躍が期待されています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

主任ケアマネジャーが平成30年9月から平成31年4月の7か月、地域活動交流コーディネーターが令和元年8月から同年10月までの2か月、生活支援コーディネーターが令和2年2月から同年4月の2か月不在となっていました。その他の期間については所長をはじめ5職種に欠員はありませんでした。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市名瀬地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象 人 件費 (非課税) ※ 1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象 人 件費)	10,668,750
賃金水準スライド 対象外 人 件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外 人 件費)	600,250
事業費(税込)	自主事業運営費 直近の1年間の事業費より算出	750,000
事務費(税込)	直近の1年間の事業費より算出 (事務消耗品費・通信費・賃借料・諸会費・車両費等)	3,750,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	2,609,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
施設使用料相当額		0
合 計		18,852,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 2		
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)		
事業費 (税込)	自主事業運営費 (直近の 1 年間の事業費より算出)	250,000
事務費 (税込)	直近の 1 年間の事務費より算出 (事務消耗品費・通信費・車両費等)	250,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
合 計		5,800,000

※ 2：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	20,756,250
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	650,750
事業費 (税込)	自主事業運営費 直近の 1 年間の事業費より算出	300,000
事務費 (税込)	直近の 1 年間の事業費より算出 (事務消耗品費・通信費・賃借料・諸会費・車両費等)	1,510,000
管理費 (税込)	・光熱水費 300,000 円 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) 400,000 円 (直近 3 年間の実績に基づく費用)	700,000

指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		24,673,000

※ 3 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	直近 3 年間の実績の基づく講師謝礼金・事業運営費・事務消耗品費	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,852,000	18,852,000	18,852,000	18,852,000	18,852,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,800,000	5,800,000	5,800,000	5,800,000	5,800,000
		地域包括支援 センター運営(c)	24,673,000	24,673,000	24,673,000	24,673,000	24,673,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	49,479,000	49,479,000	49,479,000	49,479,000	49,479,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	6,711,000	6,751,000	6,791,000	6,850,000	6,905,000
		居宅介護支援 事業	28,982,000	29,200,000	29,700,000	29,850,000	30,110,000
	その他収入						
収入合計(A)			85,172,000	85,430,000	85,970,000	86,179,000	86,494,000
内 訳	人件費		59,342,000	59,700,000	60,158,000	60,416,000	60,850,000
	事業費		3,890,000	3,890,000	3,890,000	3,890,000	3,890,000
	事務費		12,840,000	12,840,000	12,840,000	12,840,000	12,840,000
	管理費		5,910,000	5,910,000	5,910,000	5,910,000	5,910,000
	消費税等		1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000
	その他		1,450,000	1,450,000	1,450,000	1,450,000	1,450,000
支出合計(B)			84,782,000	85,140,000	85,598,000	85,856,000	86,290,000
収支(A－B)			390,000	290,000	372,000	323,000	204,000

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

1 基礎単価

【単位：円】

	地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ 運営事業	生活支援 体制整備事業	地域包括支援 センター運営事業
正規雇用職員等				
臨時雇用職員等				

※1人1年あたり

2 雇用形態別の配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ運営事業

ア 地域ケアプラザ所長（人工は3/16）

【単位：人】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
正規雇用職員等	0.1875	0.1875	0.1875	0.1875	0.1875

イ 地域ケアプラザ所長以外

【単位：人】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
正規雇用職員等	1	1	1	1	1
臨時雇用職員等	5	5	5	5	5

(2) 生活支援体制整備事業

【単位：人】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
正規雇用職員等	1	1	1	1	1

(3) 地域包括支援センター運営事業

ア 地域ケアプラザ所長（人工は9/16）

【単位：人】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
正規雇用職員等	0.5625	0.5625	0.5625	0.5625	0.5625

イ 地域ケアプラザ所長以外

【単位：人】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
正規雇用職員等	3	3	3	3	3
臨時雇用職員等	1	1	1	1	1

3 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

直近3年間の実績により、人員配置をしました。

職員の定着率もよくスキルも安定しています。引き続き魅力ある労働環境を整え、職員の定着率を維持し今後5年間についても人工の変動は必要がないと見込んでいます。

人件費の基礎単価についても、直近3年間の数値より算定しています。

団体の概要

(令和4年2月9日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ほうこうかい) 社会福祉法人 朋光会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0051 神奈川県横浜市名瀬町1566番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和61年12月2日
沿革	・昭和61年、深刻な核家族化社会を背景に、有床診療所で地域医療の実践をする中、高齢者介護の必要性を実現・実行するために社会福祉法人朋光会を設立。翌昭和62年、特別養護老人ホーム「太陽の國」を開設。 ・平成4年、「太陽の國」南館増設、本入所定員130名、短期入所定員20名となり、認知棟を新設し、通所介護事業も開始。 ・平成11年、デイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘で、独立した受託運営による通所介護事業を開始。 ・平成14年、横浜市南戸塚地域ケアプラザの受託運営を開始、平成18年より指定管理者として運営。平成23年度以降は既に指定管理者として選任されている。 ・平成18年、特別養護老人ホーム「太陽の國ほどがや」を全室個室のユニットケア型の施設として本入所72室、短期入所16室で開業。 ・平成18年、老人福祉センター及びデイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者に選任され2事業一括で運営開始。 ・平成20年、横浜市名瀬地域ケアプラザ及び名瀬地域ケアプラザ通所介護について指定管理者に選任され運営開始。 ・平成23年、横浜市川島地域ケアプラザの指定管理者に選任され運営開始。 ・平成31年、養護老人ホーム「名瀬の森」を定員120名で開業。 現在、以上の7施設で8事業を展開しています。
事業内容等	(1) 第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホームの経営 ・養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 ・老人デイサービス事業の経営 ・老人短期入所事業の経営 ・老人介護支援センターの経営 ・老人福祉センターの経営 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センター (5) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業

	年度	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和 2 年度
財務状況	総収入	3, 592, 601, 942	2, 000, 094, 374	2, 107, 366, 282
	総支出	3, 744, 897, 658	2, 038, 773, 319	2, 076, 438, 972
	当期収支差額	△152, 295, 716	△38, 678, 945	30, 927, 310
	次期繰越収支差額	387, 482, 152	324, 196, 989	334, 030, 871
連絡担当者	【所 属】 本部事務局 【氏 名】 XXXXXXXXXX 【電 話】 045-812-6771 【F A X】 045-812-6793 【E-mail】 XXXXXXXXXX@XXXXXX.XXXXXX.XXXXXX			
特記事項				